

## 東久留米市立自転車等駐車場指定管理者の指定について

市では、東久留米市立自転車等駐車場の指定管理者について、東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年東久留米市条例第15号。）第5条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を選定していましたが、令和3年9月27日の市議会の議決を経て、指定管理者と指定しましたので、お知らせします。

### 1 指定管理者を設置する施設

- (1) 西第4自転車等駐車場
- (2) 西第9自転車駐車場
- (3) 西第9一時利用自転車等駐車場
- (4) 西第10原付自転車駐車場
- (5) 西第10一時利用自転車駐車場
- (6) 東第2自転車等駐車場
- (7) 臨時西第1自転車駐車場
- (8) 臨時西第2自転車駐車場
- (9) 東久留米駅西口第1自転車駐車場
- (10) 東久留米駅西口第2自転車駐車場

### 2 指定管理者の名称等

名 称	蔦井株式会社
代 表 者	代表取締役 熊 田 光 男
所 在 地	愛知県名古屋市西区新福寺町一丁目57番地

### 3 指定管理者の指定期間

- (1) の施設  
令和4年1月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 及び(6) の施設  
令和4年1月1日から令和16年11月30日まで
- (3) の施設  
令和4年1月1日から令和5年5月31日まで
- (4) 及び(5) の施設  
令和4年1月1日から令和6年3月31日まで
- (7) の施設  
令和4年4月1日から令和5年5月31日まで

(8) の施設

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

(9) の施設

令和5年6月1日から令和16年11月30日まで

(10) の施設

令和6年4月1日から令和16年11月30日まで

詳しくは、都市建設部管理課管理調整担当 電話042-470-7764へ。